

2019年3月7日

「選択」編集部御中

2019年3月号掲載記事

「女性議員らへの嫌がらせ被害者団体『男性排除』が原因で広まらぬ共感」について

2019年2月7日実施「送りつけ被害」記者会見参加者

太田啓子(弁護士)

緒方ゆうか(熊本市議会議員)

北原みのり(作家)

猿田佐世(弁護士、「新外交イニシアティブ」代表)

濱田すみれ(「アジア女性資料センター」)

菱山南帆子(「許すな!憲法改悪市民連絡会」事務局次長)

村上さとこ(北九州市議会議員)

貴誌2019年3月号掲載「女性議員らへの被害者団体『男性排除』が原因で広まらぬ共感」は、同記事において言及されている2019年2月7日実施の記者会見の参加者達(以下「記者会見参加者」という。)への取材を一切行わないまま掲載された事実誤認に基づいた虚偽報道であり、記者会見参加者達への著しい誹謗中傷である。

貴誌が報道機関として虚偽の記事を公開したことに對して抗議すると共に、以下の質問に回答を求める。

【質問事項】

- 1 記者会見参加者のうち誰一人として貴誌からの取材(取材依頼も含む)を受けていない。取材をせずに記事を作成、公表した理由はなにか。
- 2 上記記事には「『男性被害者の存在を無視して問題を女性差別に矮小化している』と指摘した女性が『女の敵』と罵られ、退会に追い込まれた」「『男性議員の被害報告もある。せめて国会議員だけでも被害実態のアンケートを取ってはどうか』との意見が出ていたが握り潰された」と記載されているが、そのような事実は一切ない。そのように記した根拠はなにか。
- 3 この記事はYahoo!ニュースにより拡散され、コメント欄には記者会見参加者達に対する中傷のみならず、女性の権利に声をあげる女性たち、運動家への誹謗中傷が並んでいる(例「女性蔑視、女性差別は声高に叫ぶクセに、男性蔑視、男性差別は、無視してスルー。そんなんで、誰が共感するかいな?」「結局女の敵は女だからね」「男女平等、差別解消を訴えてる人たちは、なんにしろ結局めんどくさい。自分の思い通りの世界にならなきゃいけないらしいけど、内部分裂するくらいなのに、外部の人間が思い通りになんてなりますかね。あさま山荘事件を思い出します。」等)これに関して貴誌はTwitter上で「リンクの記事をYahoo!ニュースで公開しましたところ、割とまっとうなコメントが寄せられているようです。一番の問題は記事にあるとおり、

「新聞やテレビは専ら「女性差別」問題として報じた」というところでしょう。記者の側に、本質を見抜く力が欠如しているのです。」(2019年3月5日9時52分付ツイート)と記している。

(1)具体的には「まっとうなコメント」とはどのようなものを指すのか。それを「まっとう」と評価する理由はなにか。

(2)また、この問題を「女性差別」問題として報じたメディアに「本質を見抜く力が欠如している」とする根拠はなにか。

【質問の趣旨】

記者会見に参加した7名は、村上さとこ北九州市議が、代引きでブラジャー、化粧品、まな板等を送りつけられていたことを刑事告訴し、送りつけ加害者が山口の消印で商品を発注していたことを公表したことをきっかけに、同一犯人による被害を受けていると認識した者たちがSNS上で非公開にやりとりし(メッセージングアプリを使用)、情報を共有することとなった。

このメッセージングスレッドには記者会見時点で9人が参加していたが、少人数でのスレッド立ち上げ後に同種の被害にあっていることをなんらかのきっかけで知った者が順次参加し、記者会見時点では9人になったという経緯である。

このように、記者会見参加者らは情報交換を求める者どうしが自然発生的に繋がったという程度の緩やかな関係性であり、ひとつの目的のために継続的に集まるグループ、団体という意味での「会」という性格は記者会見参加者らの関係性にはそもそもない。従って、「入会」「退会」ということ自体およそ観念し得ず、誰かを「退会」に追い込んだなどというのは事実無根である。

記者会見参加者らは記者会見の場では初対面どうしという者も少なくなく、記者会見当日も、山口消印の葉書による通販商品送り付け被害に遭ったということのみが共通項であることを前提に、統一見解は作りようもないので作らず、各自が自身の被害その他客観的に把握している事実を述べ、それについて各自が考えることを順次述べるという形をとった。

誰かの名前を騙って無断で通販商品を注文し、送り付けるというのは嫌がらせの古典的手法であり、それだけでは同一の加害者によるものとは推測できないが、記者会見出席者については、いずれも山口消印の葉書による注文であることや、注文商品の一部が同一であるという共通項があった。SNS上などでは、通販商品送り付け被害に遭ったと公表している男性議員の存在も確認されたため、同人にも同一の加害者と思われるかどうか問い合わせ、そうであれば記者会見出席をよびかけたか何度か連絡をとったが、記者会見当日までに連絡がなかったため、その男性は出席できなかった。このことも記者会見の場で説明した。

このことから明らかな通り、記者会見参加者達は、加害者の行動に性差別的動機を感じつつ、動機はそれのみであるとか女性だけが被害に遭っていると断言したわけでもない。

また貴誌は「ブラジャーなど女性差別の意図が明かな商品は二件のみ」とし、記者会見参加者達はその事実を隠したかのように報じているが、記者会見では、それぞれが送りつけられたものを写

真等で具体的に公開し説明した。化粧品、のびのびパンツなどの衣料品にも、容姿を揶揄する意図などを感じた当事者からの発言があった。

被害当事者が率直な気持ちから事実を語り、意見を述べることを目的とした記者会見を「女性差別に矮小化する」と記載するような内容は、そもそも「女性差別」というものについての理解を欠いており、殊更に矮小化する表現である。取材をせずに虚偽の報道を行ったこと、女性差別問題に対する矮小化、またSNS上での悪質な書き込みについて抗議すると共に、3月15日までに書面での回答を下記宛に送ることを求める。

記

2510052 藤沢市藤沢 551-1 日進ビル 7階 湘南合同法律事務所(弁護士 太田 啓子)